

【菜畑地区】ヒアリング調査内容(案)

【1】調査項目

<p>1. 令和2年度住民アンケート結果より得られた公共交通の利用実態について (特にアンケートで多くの意見が集まった項目に関して)</p>
<p>①日常生活における移動でたけまる号を利用される住民が多い地区があれば教えてください。また、現在の1時間1本程度のたけまる号運行で、買い物時や通院時等の移動で不便と感ずることや不便という意見を聞かれたことがあれば、具体的に教えてください。(例; 帰りの便がない等)</p> <p>②駅行きのバス停までの距離や勾配について不便と感ずることや不便という意見を聞かれたことはありますか? ある場合は、どの地域に不便と感ずる方が多いのか、どのような方が不便と感じているのか、具体的に教えてください。</p> <p>③車で送迎してくれる人がいないため外出を諦めることとなる住民が多い地域があれば教えてください。</p>
<p>2. 公共交通サービス案について</p>
<p>④助け合い輸送について、どう思いますか? また、助け合い輸送を導入した場合、菜畑地区の中で運転手を担ってくれそうな住民の方はいらっしゃいますか?</p> <p>⑤たけまる号のようなコミュニティバス(ジャンボタクシー程度の車両サイズ)を導入する場合、菜畑地区内でコミュニティバスが転回可能な場所や、転回場所として利用させて頂くことが可能な私有地をご存じであれば教えてください。</p> <p>⑥菜畑地区での公共交通サービス案を実施する場合、市による支援には限りがあるため、地元自治会等のご協力が必要となります。公共交通サービス案を実現するために、積極的にご協力いただくことは可能でしょうか? また、ご協力可能な団体等をご存じであれば教えてください。 (例; コミュニティバスの回数券を自治会で購入し、配布することで運行継続にご協力いただいている自治会があります。)</p>

【2】その他添付資料

- ・参考資料として、菜畑地区でのアンケート結果の詳細及び公共交通サービス案を添付します。
- ・用語の説明を記載します。

※助け合い輸送

コミュニティバス等の有償による運送が困難な場合に、ボランティアや地域の助け合いにより、自家用車を使って高齢者等を輸送するサービスです。利用者は、ガソリン代・道路通行料・駐車場料金の実費のみを負担することで、道路運送法に基づく許可や登録を必要としない輸送サービスとなります。デマンド型乗合タクシーと同様、大量輸送や長距離輸送には向いていないため、地域内の近距離移動、特に、バス停まで徒歩での移動が困難な方等への提供を想定しています。また、運行内容については、既存のタクシーと競合しないように留意する必要があります。